○厚生労働省令第二十二号

児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)第三十四条の十六第二項及び第四十五条第二項の規定に基

づき、 児童福祉施設 の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の 部

を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の 部

を改正する省令

第一条 児童! 福祉施設 の設備及び運営に関する基準 (昭 和二十三年厚生省令第六十三号) の <u>ー</u> 部を次のよう

に改正する。

第一 条第一 項第一号中 「附則第九十条」を「第九十条」 に、 「附則第九十四条第三項から第六項」を

第九十四条から第九十七条」に改める。

第二十二条の二第一項第四号中「及び第八十二条第三号」を「、第八十二条第三号、 第九十四条及び第

九十六条」に改める。

第九十四条の前に見出しとして「(保育所の職員配置に係る特例)」を付する。

第九十四条を次のように改める。

第九 十四 条 保育の 需要に応ずるに足りる保育所、 認定こども園 (子ども・子育て支援法 (平成二十四年

法律第六十五号) 第二十七条第一 項の 確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足し て

ることに鑑み、当分の間、第三十三条第二項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合にお

いて、同項本文の規定により必要な保育士が一人となる時は、 当該保育士に加えて、 都道府県知事 (指

定都市にあつては当該指定都市の市長とし、中核市にあつては当該中核市の市長とする。)が保育士と

同 等 \mathcal{O} 知 識 及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

附則に次の三条を加える。

第九 十五 条 前条の事情に鑑 み、 当分の間、 第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、

幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状 (教育職員免許法 (昭和二十四年法律第百四

十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。) を有する者を、 保育士とみなすことができる。

第九十六条 第九十四条の事情に鑑み、 当分の間、 一日につき八時間を超えて開所する保育所において、

開 所時 間を通じて必要となる保育士の 総数が、 当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置 かなければ

ならない 、保育士 の数を超えるときは、 第三十三条第二項に規定する保育 士 数の算定につい ては、 都道

府県 知 事 (指· 定 都 市にあ つては当該指定都市 の市長とし、 中核市 にあつては当該 中核市 0) 市 長とする。

が 保育士 一と同じ . 等 Ò 知識 及び 経験を有すると認め る者を、 開 所 時 間を通じて必要となる保 育 士 0) 総 数か

5 利]用定員 の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、 保育士とみ

なすことができる。

第九十七条 前二条の規定を適用する時は、 保育士 (法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をい

児童 福 祉 施 設最低基 準 \mathcal{O} 部を改正する省令 (平成十年厚生省令第五十一号) 附則第二項又は前二条の

規定に より 保育士とみなされる者を除く。 を、 保育 士 \mathcal{O} 数 (前二条 \mathcal{O} 規定の 適 用 が な *(*) とした場 合 \mathcal{O}

第三十三条第二項に より算定されるものをいう。)の三分の二以上、 置か なけれず ば ならな

第二条 家庭的 保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)の一 部を

次のように改正する。

第一条第一項第一号中「及び第四十七条」を「、 第四十七条及び附則第六条から第九条まで」に改める。

附則 に次の 四条を加える。

(小規模保育事業所 A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第六条

保育

 \mathcal{O}

需

要に応ずるに足りる保育所、

確

認を受け

たものに限る。) 又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、 当分の間、

認定こども園

(子ども・子育て支援法第二十七条第

項の

第二十

九条

第二項各号又は第四十四条第二項各号に定める数の合計数が一となる時は、第二十九条第二項又は第四

十四条第二項に規定する保育士の数は一人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が

人となる時は、 当該保育士に加えて、 保育士と同等の知識及び経験を有すると市町村長が認める者を

置 か なけ ればならない。

第七 之 条 前 条 \mathcal{O} 事情 に 鑑み、 当分の間、 第二十九条第二項又は第四十四条第二項に規定する保育士 の数の

算定 たつい ては、 幼稚園教 諭若しくは小学校教 諭 又は養護教 諭 の普通免許状 (教育 職員免許法 (昭 和二

十四四 年法律第百四十七号) 第四条第二項に規定する普通免許状をいう。) を有する者を、 保育士とみな

すことができる。

第八条 附 則第六条の 事 情に 鑑み、 当分の間、 日につき八時間を超えて開所する小 規模保育事業所A型

又は保育 所 型事 業 所 内 保 育 事 · 業 所 (以下この 条に お 7 て 小 規 模保育 事 業 所 Α 型等」 とい う。 に お 1

て、 開 所 時 間 を通じて必要となる保育 士 \mathcal{O} 総 数 が 当 該 小 規模保力 育 事 業 所 A 型等 に 係 る利 用 定 員 \mathcal{O} 総 数 K

応じ て置 か な け れ ば ならな 1 保育 士 \mathcal{O} 数 ををす 超 えるときは 第二十九 条第 項又 は 第四 + 兀 条 第 項 に 規

定す る保 育 士 \mathcal{O} 数 \mathcal{O} 算定 に つい て は、 保育 士 と 同 等 \mathcal{O} 知 識 及び 経験 を 有 すると市 町 村 長 が 認 8 る 者 を、

開 所 時 間 を 通じ て 必要となる保育士 0 総数から利用定員の総数に応じて置かなけ ればならない 、保育士 0)

数 %を差 L 引 7 て得た数 の範囲で、 保育士とみなすことが できる。

第九 条 前二条の規 流定を適 用 する 時 は、 保育士 (法第 + 八条の十八第 項 \mathcal{O} 登録、 を受けた者をいい、

十 九条第三 項若 しく 、は第四 十四四 条 第三 項又 は 前 条 \mathcal{O} 規 定に ょ り 保育 士 とみなさ れる者を除く。) を、

保育 士 \mathcal{O} 数 (前 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 が な 1 とし た場 合 \mathcal{O} 第 <u>二</u> 十 九 条第二項 又は第四 十匹 条第二 項により算

定され るも \mathcal{O} を *(*) う。 の三分の二以上、 置 かなけれ ばならな

附則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。